

令和4年11月25日から
令和4年11月25日まで

標 茶 町 議 会
第 6 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和４年標茶町議会第６回臨時会会議録目次

第 １ 号（１１月２５日）

開会の宣告	３
開議の宣告	３
会議録署名議員の指名	３
会期決定	３
行政報告及び諸般報告	３
議案第６３号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	４
議案第６４号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	８
議案第６５号 令和４年度標茶町一般会計補正予算	９
議案第６６号 令和４年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	９
議案第６７号 令和４年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	９
議案第６８号 令和４年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	９
議案第６９号 令和４年度標茶町病院事業会計補正予算	９
議案第７０号 令和４年度標茶町上水道事業会計補正予算	９
閉議の宣告	２２
閉会の宣告	２２

令和4年第6回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年11月25日（金曜日） 午前10時03分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第65号 令和4年度標茶町一般会計補正予算
議案第66号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第67号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第68号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第69号 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第70号 令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（13名）

1番 渡 邊 定 之 君	2番 櫻 井 一 隆 君
3番 長 尾 式 宮 君	4番 松 下 哲 也 君
5番 熊 谷 善 行 君	6番 鈴 木 裕 美 君
7番 齊 藤 昇 一 君	8番 深 見 迪 君
9番 本 多 耕 平 君	10番 黒 沼 俊 幸 君
11番 鴻 池 智 子 君	12番 後 藤 勲 君
13番 菊 地 誠 道 君	

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 口 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君

企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
社 会 教 育 課 長 兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和４年標茶町議会第６回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員１３名であります。

(午前１０時０３分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第１。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、

８番・深見君、 １１番・鴻池君、 １番・渡邊君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第２。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第３。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤□彦君）（登壇） 第６回臨時町議会の開催に当たり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず初めに、本臨時会の招集理由であります。過日、法律改正が行われた人事院勧告の内容に基づき、所要の処置を講ずるため、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、また、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議決

をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

また、これに伴い必要となった各会計の予算措置、加えて一般会計におきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、飼料価格高騰に係る酪農経営緊急支援事業、商工業者等の事業者に対する事業継続緊急給付金などの経済対策を盛り込んだ補正予算案について、ご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

令和4年第5回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の1点について補足いたします。

地方自治法第180条に基づく専決処分について

このたび、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたのでご報告いたします。

令和4年第1回臨時会において議決をいただき、工事を進めております標茶中学校（旧校舎・旧講堂）防音事業解体工事について、第1回設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、当初契約額1億8,656万円から339万9,000円を減額し、1億8,316万1,000円に変更したものです。

理由としましては、旧校舎・旧講堂を取り壊した発生材の数量が確定し、発生材の積み込み運搬費及び産業廃棄物処理費の金額を精査した結果、契約金額が減額となったものがあります。

以上で、今臨時会に当たっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第63号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第63号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第63号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年8月8日に人事院勧告が出され、11月11日に関連法案が可決されたことから、人事院勧告に従い一般職の給与等の改定を行うもので、今回の提案内容

については、月例給と勤勉手当の増額を行うものです。

初めに、月例給についてです。国家公務員給与が民間を下回る官民給与の較差を解消するため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いて実施した人事院勧告の内容に準拠し改定するものです。

主に、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、大卒の初任給を3,000円、高卒の初任給を4,000円引き上げるとともに、20歳代半ばに重点を置き、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定する内容となっております。

次に、勤勉手当についてです。月例給と同じく民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.1カ月分引き上げ4.4カ月分とし、民間支給状況等を踏まえて、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するという人事院勧告に準拠し改定するものです。本年度の勤勉手当引き上げ分は、12月期分で引き上げ、来年度以降の勤勉手当は6月と12月期と均等に引き上げ、年間の勤勉手当を2.0カ月分とするものでございます。

再任用職員につきましては0.05カ月分を引き上げ、本年は12月期分で引き上げ、来年度以降は6月と12月期と均等に引き上げ、年間の勤勉手当を0.95カ月分とするものです。

なお、実施につきましては、給料は令和4年4月1日に遡るとともに、勤勉手当は令和4年12月期支給分からの適用とするものでございます。

以下、内容についてご説明します。

議案書1ページをご覧ください。

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものです。

次のページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

この改正は勤勉手当の支給率の改正であり、一般職員は0.1カ月分、再任用職員には0.05カ月分を12月支給率に加えるための改正です。

改正につきましては、お手元の議案説明資料の1ページから18ページ、新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

それでは、改正の本文にまいります。

第17条第2項第1号中「加算した額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

続いて、第2条の改正は令和5年度以降に係る改正で、先ほどもご説明申し上げましたが、一般職員は0.1カ月分、再任用職員は0.05カ月分の勤勉手当の引き上げ率を6月期・12月期と均等に引き上げるための改正です。

改正の本文にまいります。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正については、お手元に配付の議案説明資料の19ページに新旧対照表がございますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、改正の本文にまいります。

第17条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

続いて月例給の改正です。

別表第1を次のように改める。

別表第1行政職給料表で、1級から6級までの各号俸の給料月額で、議案書では2ページから5ページになります。表の読み上げは割愛させていただき、かわって各級ごとの改定率等についてご説明します。まず、どの給料表も級が高いほど、また号俸が高いほど、改定率が下がる改定です。1級につきましては最大2.7%の改定、2級は最大1.5%、3級は最大1.2%、4級は最大0.7%、5級は最大0.3%、6級及び再任用の職員については改定ありません。

次に6ページをお開きください。

別表第2のロ及びハを次のように改める。

ロ医療職給料表（2）は6ページから9ページまでとなっております。改定内容は行政職と同様の趣旨で、各級の改定率は、1級は2.7%から0.1%、2級は最大1.6%、3級は最大1.4%、4級は最大1.1%、5級は最大0.4%の上げ幅となっております。また、再任用職員については改定ありません。

次に9ページのハ医療職給料表（3）であります。こちらは9ページから13ページまでの表ですが、改定内容はさきの2つの表と同様でございます。1級につきましては最大2.8%、2級は2.4%から0.1%、3級は最大1.4%、4級は最大1.1%、5級は最大0.5%の改定となっております。また、再任用職員については改定ありません。

最後に議案書13ページですが、附則です。

第1項は施行期日の規定です。

条文です。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

第3項は給与の内払に関するものです。

条文です。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規程に基づいて支給された給与の内払とみなす。

第4項は規則への委任でございます。

条文です。

（規則への委任）

4 前条に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定めるというものでございます。

以上で、議案第63号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 再任用には改定がないということですが、その理由は何でしょう。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 冒頭ご説明申し上げましたが、給与表の改定につきましては若年層を中心とする人事院勧告でありましたので、再任用職員ですので退職後、年齢的には高い号俸については、今回改定がなかったというふうに私どもは理解しております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は原案可決されました。

◎議案第64号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第64号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤口彦君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、本年8月に人事院勧告が出され関連法案が可決されたことに伴い、一般職の給与勧告に準じて特別職の期末手当を年0.1カ月分増とする改定を行うものであります。

改定内容につきましては、令和4年度においては12月支給分の期末手当を0.1カ月増額の1.8カ月に改定、年3.5カ月分とし、令和5年度からは6月と12月で平準化しそれぞれ1.750カ月分、合計3.5カ月分となるようにするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものであります。

次ページにまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 6月に支給する期末手当は100分の170を、12月に支給する期末手当は100分の180を支給する。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 6月及び12月に支給する期末手当は100分175を支給する。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第64号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号は原案可決されました。

◎議案第65号ないし議案第70号

○議長(菊地誠道君) 日程第6。議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号を一括議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長(長野大介君)(登壇) 議案第65号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和4年度一般会計補正予算(第10号)であります。

国の人事院勧告に準じた給与改定に対応するため、また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(電力高騰分)を活用した事業等に資するため、歳入歳出それぞれ1億1,711万6,000円を追加し、総額を125億7,740万円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、低所得者支援援助費262万円、飼料価格高騰に係る酪農経営緊急支援事業2,640万円、事業継続緊急給付金事業3,503万5,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業5,225万4,000円などとなっております。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金)の用途につきましては、搾乳農家向けの飼料価格高騰分の支援、介護サービス事業所、障害サービス事業所、商工業者、酪農家以外の農業者、林業事業者、漁業者などへの支援、低所得者への燃料費支援、食料品等価格高騰の影響で小中学生の保護者の負担を軽減するための学校給食費の物価上昇分の支援を行うこととしております。

他会計への繰り出しにつきましては、介護保険事業特別会計で294万7,000円、病院事業会計で881万5,000円を減額しております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度標茶町一般会計補正予算(第10号)

令和４年度標茶町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億1,711万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億7,740万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

８ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、２ページ、３ページの「第１表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第65号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第66号、令和４年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第１号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び今年度人事異動に伴う給与費等の精査による増額、及び委託料の減額の補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

１ページをお開きください。

令和４年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表 歳出予算補正」による。

以下、内容について歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

５ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

２ページの「第１表 歳出予算補正」でございしますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。

引き続き、議案第68号、令和４年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算の説明をいたします。

議案第68号、令和４年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う給与費等の精査による減額及び修繕費の増額補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

以下、内容について歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

5 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

「第1表 歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

引き続き、議案第70号、令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算の説明をいたします。

議案第70号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）で、人事院勧告及び今年度人事異動に伴う給与費等の精査による減額及び修繕費の増額、並びに前年度決算に伴うキャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表の補正を行うものでございます。

1 ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和4年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「3,810万8,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額255万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,555万6,000円」を「3,810万8,000円は減債積立金629万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額255万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,926万5,000円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

（科目）

（1）職員給与費、補正予定額91万6,000円を減額し、計1,644万2,000円とするものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

9 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に、3 ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書の補正後になります。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは、(1) 当年度純利益から(14) 利息の支払額までの合計で、補正前と比較して75万9,000円減額し2,819万9,000円です。

次に、2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1) 有形固定資産の取得による支出から(3) 他会計からの繰入金による収入までの合計で、変更はございません。

あわせて、3 財務活動によるキャッシュ・フローについても、(1) から(3) までの合計は変更はございません。

以上のことから4 資金増加額は、補正前と比較して75万9,000円減額のマイナス735万7,000円となります。

5 資金期首残高は、補正前と比較して782万5,000円増の2億1,783万円です。

したがいまして6 資金期末残高は、補正前と比較して706万6,000円増の2億1,047万3,000円となります。

次に、7 ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業予定貸借対照表の補正後です。

資産の部

1 固定資産、(1) 有形固定資産から(2) 無形固定資産までの合計で変更はございません。

2 流動資産については、(1) の現金預金から(3) 貸倒引当金までの流動資産合計は、補正前と比較して618万6,000円増の2億1,524万3,000円です。

資産合計は、補正前と比較して618万6,000円増の8億989万6,000円です。

次に、8 ページをお開きください。

負債の部

3 固定負債から5 繰延収益までの合計額は、負債合計で、補正前と比較して10万5,000円減の4億3,402万3,000円となります。

次に資本の部。

6 の資本金と7 剰余金の資本合計額は、補正前と比較して629万1,000円増の3億7,587万3,000円です。

負債資本合計は、補正前と比較して618万6,000円増の8億989万6,000円です。

次に、2 ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第70号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、保険事業勘定につきましては、人事院勧告による制度改正及び職員の異動による人件費の精査により、歳入歳出それぞれ548万6,000円を減額し、総額を8億7,456万4,000円とするものでございます。

サービス事業勘定につきましても、同じく人事院勧告に伴う制度改正及び職員の異動による人件費の精査により、歳入歳出それぞれ259万円を追加し、総額を6億3,248万1,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金により収支を整えたところであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算1ページをお開きください。

令和4年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ548万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,456万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,248万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）で、収益的収入支出それぞれ881万5,000円を減額し、総額を13億4,390万7,000円にしたいというものでございます。

収益的収入及び支出補正の主な内容につきましては、人事院が勧告しました給与勧告並びに職員の異動に伴う増減により、支出では給与費を881万5,000円減額補正するもので、収入につきましては、総務省の繰り出し基準に基づき、他会計補助金を881万5,000円減額し収支を整えるものでございます。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

令和4年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額881万5,000円を減額し、13億4,390万7,000円に。

第2項、医業外収益、補正予定額881万5,000円を減額し、6億2,332万5,000円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額881万5,000円を減額し、13億4,390万7,000円に。

第1項、医業費用、補正予定額881万5,000円を減額し、13億2,261万7,000円にするものでございます。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（1）職員給与費、補正予定額881万5,000円を減額し、8億6,698万7,000円とするものでございます。

次ページにまいります。

（他会計からの繰入金）

第4条 予算第7条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助、補正予定額881万5,000円を減額し、2億6,279万7,000円に。

合計で、補正予定額881万5,000円を減額し、9億108万3,000円とするものでございます。

次に、補正予算説明書によりご説明いたします。

14ページをお開きください。最後のページになります。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

4ページをお開きください。

こちらにつきましては、キャッシュ・フロー計算書の補正後でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、（1）の当年度純利益から（15）の利息の支払額までの合計は、補正前と比べ87万8,000円減少し、6,423万7,000円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)の有形固定資産の取得による支出から(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と同じマイナス8,983万5,000円でございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)の建設改良企業債による収入から(4)の他会計からの償還金による収入までの合計は、補正前と同じ2,816万円でございます。

以上のことから4の資金増加額は、補正前と比べ87万8,000円減少し、256万2,000円となり、5の資金期首残高は、補正前と同じ1億7,368万8,000円です。

したがって6の資金期末残高は、補正前と比べ87万8,000円減少し、1億7,625万円となるものでございます。

次に、12ページをお開きください。

貸借対照表の補正後でございます。

資産の部

1固定資産、(1)有形固定資産は、イの土地からへのリース資産までの合計で、補正前と同じ15億7,124万6,000円。

(2)無形固定資産は補正前と同じ38万8,000円。

固定資産合計は、補正前と同じ15億7,163万4,000円となります。

2流動資産、(1)現金・預金は、補正前と比較して87万8,000円減の1億7,625万円。

(2)未収金は補正前と同じ6,000万円。

(3)貯蔵品は補正前と同じ795万円。

流動資産合計は、補正前と比較して87万8,000円減の2億4,420万円。

資産合計は、補正前と比較して87万8,000円減の18億1,583万4,000円でございます。

次のページへまいります。13ページをお開きください。

負債の部

3固定負債、(1)企業債と(2)リース債務の合計で、補正前と同じ2億3,489万9,000円でございます。

4流動負債、(1)企業債から(5)預り金までの合計で、補正前と比較して87万8,000円減の2億2,650万円。

5繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、補正前と同じ1億6,046万円。

負債合計は、補正前と比較して87万8,000円減の6億2,185万9,000円でございます。

資本の部

6資本金、補正前と同じ11億9,066万8,000円でございます。

7剰余金、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計は補正前と同じ330万7,000円。

資本合計は、補正前と同じ11億9,397万5,000円でございます。

負債資本合計は、補正前と比較して87万8,000円減の18億1,583万4,000円であります。

次に3ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いた

しますので省略させていただきます。

なお、本案については11月9日開催の第2回町立病院運営委員会におきまして、承認されていますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第69号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第65号、一般会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 11ページの農業振興費の中で、支援の関係ですが、これは農家全対象となるのでしょうか、個人も法人も含めての全部を対象とするという理解でよろしいのでしょうか。それと次のページの商工費でも同じことなのですが、事業継続支援関係も、これも業者さんに対して、全ての業者に支援をするということでしょうか。その2件を伺います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） ご説明いたします。

今回の支援につきましては、世界的な穀物需要の高まりとウクライナ情勢の影響に伴い、配合飼料価格が上昇し、厳しい経営を強いられている生産者に支援をとのJAしべちゃからの緊急要請を受け、町内酪農家に支援をするものであります。国の国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町とJAしべちゃでかさ上げ補助を行うというものであります。

ご質問のありました対象につきましては、町内の搾乳農家になります。支援の内容につきましては、26カ月以上の経産牛を対象としております。経産牛1頭当たり2,800円の助成を、農協と町とで行うというものでございます。

今、議員からご質問もありました、その他の農家さん、町内には酪農家以外にも農業者おりますので、そちらのほうの支援につきましては、観光商工課のほうでも町内事業者を対象とした緊急給付金の支給を予定しておりますが、その中での支援をするということでございます。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 事業継続緊急給付金についてご説明いたします。

これにつきましては、コロナ禍における原料等ということで、原材料・資材・燃料・光熱費の価格高騰による影響を受けた農林漁業者、それから商工業者に対しまして、その負担軽減策として、1事業所、個人法人問わず、10万円ずつ支給するというものでございます。要件としまして、令和4年9月から11月のいずれかの月において、事業のために購入した原料等、原材料・資材・燃料・光熱費の単価が、令和2年12月から令和4年8月までのいずれかの月に購入した単価と比較して、増加していれば該当しますよということで、

要件として定めてございます。

今、農林課長からも話ありましたけれども、飼料価格高騰に係る酪農経営緊急支援事業の対象者は、これには入りません。それから、物価高騰対策支給給付金、3款のほうで提案していますけれども、この事業者についてもこちらに該当しません。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） ただいま鈴木議員のほうから質問のありました、同じ18節について質問いたしたいと思います。

ただいまの課長のご答弁で、この2,600万円についてはわかりましたけれども、さらにお聞きしたいことは、今、国会で審議になっておりませんが、第2次の補正の中で、28兆円弱の、政府のほうで、これから検討されるとなっております。その中で先般の新聞報道では、飼料、肥料の高騰対策というようなことで、100億円ということがこの間、テレビで報道されておりましたけれども、今の課長の説明によりますと、いわゆる国からの飼料支援であると。これは国が今考えている第2次の補正予算とは、全く関係がないのかということがまず1点であります。さらに、J Aと町のほうでのかさ上げの中で、26カ月以上の搾乳牛について2,800円補助を出すのだということでもありますけれども、2,800円という額を決定した根拠は何かということも含めて、さらにお聞きをしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今回の国の支援、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業なのですが、こちらにつきましては今議員おっしゃっていた国の2次補正予算措置ではなく、予備費を活用した、それ以前の支援措置になります。

この2,800円の根拠なのですけれども、国の飼料高騰に伴う緊急酪農対策では、都道府県、経産牛1頭当たり1万円の支援を行っておりますが、議員もご承知のことと思いますが、北海道においては、経産牛1頭当たり7,200円となっております。国によりますと、この価格差を設けた理由につきましては、都府県については草地面積が狭いなど、生産基盤が弱いことから飼料の調達コストが北海道に比べて高いというので、この価格差をつけたとのことでした。しかしながら北海道においては、11月以降の飲用向け乳価について、キロ10円の期中改定が行われたものの、加工向け生産量が、生乳生産量が8割を占める北海道ではプール乳価に換算するとキロ2円程度の値上がりにしかならず、7,200円では十

分な支援とはならないことから、今回、他府県と同額になるようかさ上げして支援を行うものでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 今、課長のご答弁であくまでも、これは支援だということかと思うわけですが、確認いたしますけれども、今の説明で、北海道1万円というふうに決まっていると、7,200円というのが平均ということになるのかな、もう一度、ちょっとその説明をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） ご説明いたします。

北海道については、1頭当たり経産牛、1頭当たり7,200円。1万円というのは、他府県の支援金額になります。ですので、同じ経産牛でも他府県は1頭1万円なのですが、北海道は飼料の調達コストが他府県に比べて低いということで、価格差が設けられ7,200円。2,800円、他府県に比べると低くなっているということでございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 繰り返しますけれども、これは今、国が補正で、これから審議する28兆円強の補正予算の計画を組んでおりますけれども、報道による飼料高騰対策の100億円強というのは、これはまだ全くタッチしていないと。それといま一度聞きますけれども、先ほどの課長の説明の中に、1頭当たり道外との差を縮めるべく2,800円だと思うわけですが、J Aと町が両者でもってのかさ上げをしての2,800円だとお聞きをいたしました。となるとこの資料に出ています、ここで2,600万円ですね、となりますと、計算すればいいのでしょうか、J Aのほうとの比率はどのようになっていますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） ご説明いたします。

この2,800円の町とJ Aの負担割合なのですが、町が1頭当たり1,200円を負担、J Aが1頭当たり1,600円の負担をしてもらうこととなっております。当初、双方1,400円同額負担での支援を考えておりましたが、先ほどもご説明申し上げましたが、町内には搾乳農家以外にも肉牛の繁殖ですとか、肥育農家がありますが、そちらのほうの支援を、観光商工課のほうの町内事業者を対象とした緊急給付金の支給で支援するということになっておりますので、そちらのほうの予算を確保するために、若干、農協さんのほうに負担を多くしてもらっているということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 先ほど、僕が聞き逃したのかもしれないのですが、26カ月以上という、この26カ月というのは、どの段階といいますか、日月で言えば。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

この26カ月以上の経産牛なのですが、令和4年4月1日時点または10月1日時点における、いずれか少ない方の頭数、これは国の緊急酪農対策の要件となっておりますが、本町の支援もそれに準じた形で行いたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○4番（松下哲也君） 14ページでちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、18節の給食費の補助金、これもコロナ交付金を対応してやると、110万8,000円ですか。これは各家庭への補助金なのか、それとも給食センターでの食材費の購入に向けての補助金なのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 答えいたします。

給食費の原材料の高騰の部分への支援でございますので、給食への支援となります。町から給食に対して補助する形になります。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） 確認しますが、これは児童生徒が通っている各家庭への助成ではなく、あくまでも給食センターに対しての原材料費の購入に向けての補助ということで理解してよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） 答えいたします。

予算の流れとしては、今、質問のあったとおり、町の一般財源、コロナの交付金を活用しながら、町から給食のほうに補助としてしますが、この背景としては、給食にかかわる資材、原材料、食料関係の値上がりによって高騰する部分を保護者、小中学生、高校も入っているのですが、の保護者負担の高騰にならないように、その差額分を埋め合わせするために支援するということで、本来であれば高騰する分を給食費の値上げをして家庭に求めなければならないのですが、そこを給食費を値上げしないで、各家庭にはその分負担をさせないように、町から給食のほうに、その高騰分を支援するという形をとります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） いくつかあるのですが、一つは福祉関係はまとめて。

先ほど12ページで事業継続緊急給付金、この対象がいまいちはっきりしなかったのですが、どういうところが対象になるのか。それからこれ10万円ですね。そうすると、事業所というのかな、何軒ぐらいが対象になるのかということ。

それから、福祉関係でもいくつか、ほっとらいふも含めてあるのですが、これ支給時期というのはいつごろになるのでしょうか。それぞれ違うのでしょうか。違うのであれば、これはいつごろとかというふうに教えていただきたいです。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 答えいたします。

先ほどの回答と重複するかもしれませんが、まず対象事業所ですけれども、商工業者で280、それから農林漁業者で70事業所、合わせて350事業所を想定しております。3款に出されている物価高騰対策支援給付金、それから6款の飼料価格高騰に係る酪農経営緊急支援事業の対象は、この7款の緊急給付金事業の対象とはしておりません。この2つの事業のほうでは、そちらのほうで拾っていただくというふうに考えてございます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 福祉関係の部分でお答えをさせていただきます。

まず事業所の部分で言いますと、3款1項4目障害者福祉費で計上させていただいております物価高騰対策支援給付金につきましては6事業所、それから3款1項7目介護保険事業費のほうで計上させていただいております物価高騰対策支援給付金につきましては、12の事業所を予定しているところでございます。

支給の時期につきましては、こちらの予算が議決された後、できるだけ早いうちに事業者さんのほうにお知らせをして、支給をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、ほっとらいふの部分のご質問もありましたけれども、こちらにつきましては、燃料の部分、例年12月にお支払いをさせていただいております。その部分と合わせて、今回支給をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 関連でいきたかったのですが、14ページのところの給食センターへの補助ということで、110万何がしかのお金を出しているわけですが、今後この値上げというのは継続していくと思うのですよ。それで、今回1回きりなのか。それとも値上げのたびというか、毎月毎月、このぐらゐの金額を継続的に補助していけるのか、給食に関するその対象人数、どのぐらゐ今現在あるのか、そこを聞き漏らしているので教えてください。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

毎月毎月、給食費はいただかなければならないのですが、来年の3月分までの部分を、現在の消費者物価指数等々の値上がり率を用いて計算をさせていただいております。実はさきの第2回定例会、6月議会に同様に高騰分の支援ということで、補正要求させていただいて、議決をいただいて、既にこの間の値上がり分の部分を支援しているところなのですが、その後、さらに消費者物価指数等々の高騰が続いておりまして、6月に補正をいただいた分では、来年3月までの高騰分に対して足りなくなるという数字が見込まれたものですから、今回、110万8,000円の補正を3月分までの給食費ということで、その差額分の補正予算を要求させていただいております。

それから、食数でございしますが、小中高校まで合わせまして、合計で現在825食の提供をしております、その分の計算をしております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第66号、下水道事業特別会計補正予算。
歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第67号、介護保険事業特別会計補正予算。
第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、
歳出、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第68号、簡易水道事業特別会計補正予算。
歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

松下君。

○4番（松下哲也君） 次の上水道にも関係するのですけれども、今回は歳出だけの補正
なのですけれども、減額になった分、全て修繕費に向けているのですけれども、この点に
ついてもう少し説明をお願いしたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） 簡易水道事業それから上水道事業の、今回の人勧の部分にか
かわる補正で、両方とも修繕費のほうで調整させていただきました。

修繕費につきましては、今後まだ年度途中でございまして、今後いろいろなことが想定
されますので、この修繕費のほうで調整をさせていただいて、全体の収支のバランスをと
らせていただいたということが根本的な要因でございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第69号、病院事業会計補正予算。

第1条総則から第4条他会計からの繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第70号、上水道事業会計補正予算。

第1条総則から第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題6案を一括して採決いたします。

議題6案は、いずれも原案可決すべきものと決定して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和4年標茶町議会第6回臨時会を閉会いたします。

（午前11時50分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 8 番

深 見 迪

署名議員 1 1 番

鴻 池 智 子

署名議員 1 番

渡 邊 定 之

